

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	豊岡市立殿食材供給施設	所在地	豊岡市日高町殿810番地
設置目的	地域における農家の就業の場を確保し、地域の活性化を図るため。		
規模	【建物概要】 ・殿食材供給施設 木造平屋建 250.49㎡ ・穀類等乾燥調製貯蔵施設 木造平屋建 61.12㎡ ※施設の構成：飲食コーナー、厨房・麺打ち場、原料貯蔵庫、製粉室、農産物販売コーナー、事務室、会議室、トイレ	設置年月日	2005年6月

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	殿・村おこし組合	指定期間	2017年4月1日から2022年3月31日
指定管理業務の内容	殿食材供給施設の使用等及び維持管理に関する業務を行う。 (地域特産物の処理加工に関する業務、地域の活性化に関する業務など ※「殿さんそば」の運営)	指定管理料(千円)	なし

3 総合評価

施設所管課の評価（一次評価）	管理運営方法の見直し		
	指定期間中の導入効果及び課題	【導入効果】 指定管理団体は、当該施設の性質、規模及び機能を熟知した地元区民で構成されており、地元食材を活かした商品の提供を行うことで、近隣の指定管理施設である「湯の原温泉オートキャンプ場」利用者や地域住民にも利用され、親しまれている。近年の年間利用者数は約16,000人で推移している。 【課題】 施設設置から15年が経過しており、適切な維持管理を行っているものの、機械設備の老朽化により不具合が生じ修繕を行っている。今後、修繕の必要が増えることが予想される。	
		■ 指定管理者制度 □ 直営	
	今後の管理形態	理由	①管理運営経費の比較については、直営での運営よりも指定管理者制度を継続する方が有利であると考えられる。 ②地元の組合による運営により、施設の設置目的である地域の就業の場、活性化に寄与している。 上記の理由により、引続き指定管理者制度を継続するが、公共施設再編計画に基づく施設の方向性である「地域の農業団体が専用使用している施設であるため、当該団体に譲渡するか、受け皿が無い場合は廃止する」を視野に手続きを進める。
	指定管理者制度を継続する場合		
	選定方法	□ 公募 ■ 非公募	
	非公募の場合、その理由	施設設置目的を考慮し、地元の考えを尊重したい。	
	今後の改善点		
	①限られた人員体制の中での効率的なオペレーションの確立 ②新たな客層へのアプローチと商品開発		
	制度所管部等の評価（二次評価）	指定管理者制度導入の効果が認められるため、引き続き同制度による管理運営が適当であると判断する。指定期間は3年間、選定方法については、非公募により指定管理者の募集を行う。3年間に拘わらず調整を急ぎ、早め早めの準備をすること。用地であるとか補助金、機械の関係等整理すべき問題もあるので、早期に譲渡または廃止の結論を出すよう協議を進める。	